◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第669号（R4.8.5）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝3件（7月29日～8月4日分）
(1)乗合バスの火災事故
(2)法人タクシーの衝突事故
(3)大型トラックの衝突事故

2.トピック
(1)自動車事故対策費補助金の申請受付を開始
(2)令和４年度第１回「運行管理高度化検討会」を開催しました。
(3)バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について
(4)バス及びタクシーにおける安全確保の更なる徹底について

◇◇◇

1.重大事故等情報＝3件（7月29日～8月4日分）
(1)乗合バスの火災事故
7月29日(金)午後10時03分頃、兵庫県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せ運行中、車両後部のエンジンルームから出火した。
出火を確認した当該乗合バス運転者は、車両を停車し乗客を避難させた。
火災は、その後駆けつけた消防の消火作業により鎮火したが、当該乗合バスはエンジンルームを焼損した。
この事故による負傷者はなし。

(2)法人タクシーの衝突事故
8月1日(月)午後0時40分頃、福岡県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、交差点にて赤信号に従い停車した後、低速にて前進し、対向車線に右折のため停車していたダンプに衝突した。
この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。

(3)大型トラックの衝突事故

8月2日(火)午後2時50分頃、岡山県の国道において、広島県に営業所を置く大型トラックが運行中、対向車線にて追突事故を起こした軽乗用車がセンターラインをはみ出し、当該大型トラックと衝突した。
この事故により、軽乗用車に乗っていた２名が死亡した。
なお、軽乗用車については、対向車線にて停車していた車両に追突し、車両３台が絡む多重衝突を起こし、その弾みでセンターラインをはみ出してきたもの。

上記3件の死傷者数計：死亡3名、重傷0名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇

〇申請受付期間：上記URLをご確認ください。

４．留意点
申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

---

(2)令和４年度第１回「運行管理高度化検討会」を開催しました。
（配信日：R4.7.8）

運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に向けた手段としてICTの活用が注目を集めています。

このため、国土交通省では遠隔点呼を実施するための要件等、運行管理業務の高度化に向けた検討を行ってまいりました。
今年度の第１回検討会では、申請のあった２３事業者の承認を頂き、７月以降遠隔点呼の実施が可能となりました。
また、遠隔点呼が実施可能となる場所の拡大や運行指示者の一元化に向けた課題等についても議論を行っています。

※検討会資料については、以下リンク先をご覧ください。
→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

---

(3)バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について
（配信日：R4.5.6）

事業用自動車の安全確保の徹底につきましては、機会あるごとに注意喚起しているところですが、先月２８日、高速乗合バス運転者が運転中にスマートフォンを操作し、乗客より注意を受けるという事案が発生いたしました。
事業用自動車の運転者、特に多数の旅客の命を預かるバス事業者においてこのような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であります。
輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、様々な取組みを実施してきたところですが、改めて乗務中のスマートフォンの操作の禁止について徹底するとともに、同種事案の再発防止に努めていただくよう、貴傘下会員に対して周知徹底をお願いいたします。

---

(4)バス及びタクシーにおける安全確保の更なる徹底について
（配信日：R4.4.28）

４月２３日に北海道において観光船の海難により、乗客乗員が行方不明、死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。
輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、様々な取組みを実施してきたところです。
つきましては、ゴールデンウィークや夏の多客期にあたり、改めて適切な運行管理の実施、車両の点検整備の確実な実施など、事故防止を徹底していただけますよう、傘下会員企業に対して周知徹底をお願いいたします。

◇◇◇

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆